

令和4年あきる野市農業委員会 8月総会議事録

令和4年8月25日（木）午後1時30分、令和4年あきる野市農業委員会8月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- | | |
|-------|------------------------------------------|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。先月もご報告させていただきましたが、先日あきる野市産業祭運営委員会がございまして、今年度につきましては開催する方向で決定いたしました。基本的には通常通りで行う予定になっておりますが、飲食等につきましては会場内は禁止で、テイクアウトのみということで開催する予定となっております。なお、農林コーナーにつきましては通常通り、品評会を含めて行う予定となっておりますので、また期日が近づきましたら皆さまにご協力をお願いをさせていただきますので、その際はよろしくお願いたします。なお、11月1日時点で新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が出ておりましたら、中止ということになっておりますので、その辺も含めてご協力をお願いいたします。それでは、ただ今から、令和4年あきる野市農業委員会8月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、お願いたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。午後のお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。新型コロナウイルスがまだ猛威を振るっておりまして、あきる野市もかなりの患者数が出ております。まだ自分の周りには今のところかかったという話は聞かないのですが、ぜひ皆さま気を付けていただきたいと思います。今、課長からお話もありましたように、産業祭は少し縮小するのも知れませんが、予定通り行うことになっておりまして、開催されましたら農林コーナーで例年のように委員の皆さまにはお手伝いいただくことになると思いますので、ぜひよろしくお願いたします。また、今日はご本人様をお呼びしている案件がありまして、もうお越しいただいているようですので、ぜひ皆さまご審議していただきまして、活発な意見等、どうぞよろしくお願いたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。本日の署名委員は小川委員と田中克博委員になります。よろしくお願いたします。

(事務局長) それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催します。それでは議事に入ります。第1号議案、番号1についてですが、こちらはご本人をお呼びしている案件となります。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和4年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。それでは第1号議案について説明いたします。8月22日に事務局2名と小田川

委員、合計4名で現地調査に行っておきました。地図はまず7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

○番○の畑ですが、この場所はトマト、サツマイモ、ネギ、ナス、キュウリ、オクラ等夏野菜がきれいに植わっています。特にオクラはすごく元気で頑張っています。この道路脇に無人販売所を設置しておりまして、毎朝7時ぐらいには物が並んでいて、今も来る時に見て来たのですが、ナスやオクラ等が並んでおりました。あともう1ヶ所、△△番○と△△番△は、秋野菜を作るために良く耕耘されているのと、北側にずっとコンニャクが植わっておりました。では次の8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

□番○についてはネギ、ゴーヤ、キュウリ、オクラ等、□番△については秋野菜のために耕耘されて、草1本もないような状態できれいになっておりました。今回の案件に入っていない他の農地についても、きれいになっている事を確認しております。報告は以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますでしょうか？

(田中克博委員) 確認なんですけど、○番○は生産緑地ですよ？

(事務局) はい、そうです。生産緑地になっております。他の4筆も生産緑地です。

(田中克博委員) 分かりました。

(小川委員) その他、自宅の周り等の畑についてもきれいに除草されて、耕耘されております。

(嶋崎委員) あの、1つ教えてください。全部で被相続人の畑が●, ●●●, ●●●㎡ということで、そのうちの●, ●●●㎡だけが今回提出されて、本人の耕作面積というのはこの分だけですか？もっと実際には？

(事務局) ご家族で分けて相続をすると聞いております。

(嶋崎委員) では今回、おそらくこの●, ●●●㎡の他にも、いくつかあるということですかね？

(事務局) はい。○○○○さんに関しては、あともう1筆相続しています。

(嶋崎委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・この方は会員なのですか？

(小川委員) 今は会員ではなくて、その無人販売所で全部売っているのではないかと。本人に確認しなかったもので、そこを皆さんで確認をお願いします。毎朝ちゃんと荷が入っています。大体7時前後だと思いますが、それも本人に確認してもらえれば。

(議長) 職業の欄の括弧書きに●●●●●とありますが、今まだ●●●●●という？

(事務局) あと1年半ですね。

(議長) じゃあ、その合間にやっている訳ですね。

(小川委員) そうですね。だから多分朝早くからやってるんじゃないかと思うんですけど。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？それでは、ご本人をお呼びいたしますので、よろしくお願ひいたします。

(○○氏 入室)

(議長) ○○さん、本日はお忙しい中ありがとうございます。

(○○氏) ありがとうございます。

(議長) 早速でございますが、現在までの営農状況や今後の目標等ございましたら、お話しいただきたいと思えます。

(〇〇氏) はい。かしこまりました。私の家はもともと農家をずっと続けておりまして、昔は粟などを出荷させていただいたりしていたのですが、私の亡くなった父が仕事を早期退職してからは、畑をずっとやっております。私は今は仕事をしておりますので、週末など父の畑を手伝いながらずっと耕作を続けてまいりました。晩年は父も大分歳が上がって来ましたので、トラクターなど機械ものの作業も私に移ってきたということです。今はいろいろな物を作っているのですが、サツマイモやスイカ、ゴーヤ、ナスなど、それぞれ状況としてはその畑に合った物をなるべく多く作るということでやってきた状態であります。以上でございます。

(議長) はい。ご本人の説明が終わりました。何かご質問ございますか？

(笹本委員) 草花の笹本と申します。畑のある辺りは良く通らせていただいているのですが、地図で言うと△△番〇、△△番△という所、北側に大きなビニールハウスが建っている所ですね。あそこを良く通るのですが、耕耘されてすごくきれいに保たれているのですが、作付けをされているところをあまり見かけないんですね。おそらくお父様がなかなか丁寧に作業できないということで、管理だけしてという状態だったのかも知れませんが、ご本人様はこれからこちらもきちんと使っていこうということですか？

(〇〇氏) はい。こちらは長ネギを作っていることが多かったのですが、父の話では他の土地と比べると土があまり良くないので、イモとかそういう物を中心に作ったらいんじゃないかという話は聞いていますので、そんな予定であります。

(笹本委員) 一応、手が回らないので耕耘だけして、という方は結構多くいらっしゃいます。作付けをしないと、周りには生産活動を頑張っている農家さんもいますので、生産緑地の貸借というのも方法としてあるということを入れておいていただけると、僕らとしては助かります。

(〇〇氏) 分かりました。かしこまりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 嶋崎と申します。面積が広いので、いろいろな物を作っているということですが、できた野菜の販路と言うか、それはどんな事をしているのか、また将来どのようにしていきたいのか、何か夢と言うか、計画がありましたら、ぜひ。

(〇〇氏) はい、分かりました。今のところはそんなにたくさん量もできてないということもありますし、自分のところであるとか、それから親戚、知り合いに分ける部分と、それから無人の販売所を1ヶ所持ってまして、そこで皆さんに提供しています。それで今後なのですが、今はまだ常勤なのですが、仕事が1年半ぐらい経つと終わる予定ですので、終わった時には少し耕作を増やして、まだ自分の技術がそんなに上手にできるわけではないのですが、もしできるのであれば、この辺の地域としてはノラボウであるとか、トウモロコシも名産でありますので、上手にできるようであれば、ファーマーズセンターまで出せばとは思いますが、なかなか皆さまの技術に追いつくまでしばらく時間がかかるかと思えますけれども、そんなつもりはありません。以上です。

(嶋崎委員) ありがとうございます。もう1ついいですか？今回は●, ●●●㎡を納税猶予を

かけて、これからやっていくということですが、実際にはどれぐらいトータルでお持ちですか？
お父さんの分が約●, ●●●m²近くあると思うのですが。

(〇〇氏) まだ、母親が相続している分もありますし、自分の家の周りも調整区域ですけれども、畑があります。それから他に五日市線の線路沿いの所にも少しございますので、畑ということ言えば、まだかなり他の場所にもあります。

(嶋崎委員) はい。ありがとうございました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、相続税納税猶予というのは、先ほど他の委員からもありましたように、畑を耕して作付けして生産をするということで税金が安くなっているの、ぜひその点を心してやっていただきたいと思います。今日はどうもお忙しいところありがとうございました。

(〇〇氏) どうもありがとうございました。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) それでは、ご質問はよろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして、第2号議案、収受61、62については関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和4年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・収受61 朗読)

(第2号議案・収受62 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受61、62について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。では説明いたします。地図は9ページをご覧ください。先日22日、月曜日に事務局と3名で現地調査に行っていました。

(現地案内図 説明)

収受61ですが、こちらは今年の夏は、確か記憶ではトウモロコシが作られていたと思われ。すでに収穫が終わって片付いていまして、今はよく耕耘されていて、南側の方にウリ科の物が定植されたばかりのようで、北側の空いている所はまたこれから何か植えるのではないかと、きれいに耕作されている状態を確認してまいりました。続いて10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

収受62ですが、この周りは草だらけなのですが、現地はいろんな野菜が多種栽培されていて、管理して使っているのは確認できたのですが、ここ1、2週間は手を入れてなかったのかなと

思うような、草が膝丈ぐらいになっていました。この北側の部分がすごい雑草地なので、草種がやってくる、ちょっとかわいそうな場所ではあるのですが、今は現在の持ち主が使われているのか、現時点では耕作はされて、ここで譲渡されるということで、ちょっと場所的にはあまり条件は良くないようですが、きちんと管理して使い始めればきれいになるかなと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(堀江職務代理) いいですか？この〇〇さんは、●●●のそばでトウモロコシを売っている方ですよ？この方は結構量を作って売っていますよね。

(議長) 会員なのですか？

(堀江職務代理) 会員ではないです。だからあの売店でほとんど売ってしまう。

(小川委員) あの、〇〇さんは今、会員じゃなくて、昔●●●●●支店の前に化粧品店があったのですが、そこの前のバス停の所に無人販売を出して、そこで生産物を販売しているのが現状で、他にも畑があって、●●の方はこれからきれいにしますという本人からの伝言がありましたので、何とかよろしくお願ひしたい。今のところの出荷状況は自分の所を出しているんだけど、今後は違う所へも出荷したいというような希望はあるようです。以上です。

(議長) では、新しく買うということは営農拡大ということですが、現在持っている所は・・・

(小川委員) 奥さんの名義で持っていると思います。

(議長) 買ったり借りたりして大丈夫ですか？

(小川委員) 大丈夫です。昔からの農家さんなんですよ。

(堀江職務代理) あの、〇〇〇〇番〇のそばに、多分自分の所の畑があるんじゃないですか？

(事務局) 西隣にあります。

(堀江職務代理) ありますよね。そこもちゃんと作付けして、確かトウモロコシを作ってあそこで売っていたので、ちゃんとやっていると言えば、ちゃんとやっています。

(事務局) 隣なので多分、買ってもらえないかみたいな話になったんだと思います。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) いいですか？収受62の方ですが、左の方は田んぼですよ？この〇〇〇〇番〇の辺りは畑なのですか？

(長濱委員) ここ一帯は畑作地ですね。

(堀江職務代理) ここ一帯は埋めてあります。ちょうどすぐ西側が●さんの田んぼなのですが、この一画だけ段が上がってて。

(嶋崎委員) じゃあ、田んぼを埋めた所なんだ。

(堀江職務代理) そうです。

(嶋崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受61、収受62について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受69について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第2号議案・収受69 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受69について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちら先ほどと同日、22日に現地確認をしてみました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状は多種少量の作付けがされていて、さながら市民農園的な使われ方がされているようで、状態は良く整備されていますが、これが通れば多分全体を1枚として全部使われるのではないかなと思います。樹木等はなく、すぐに平地にできるような、そういう耕作状態でありました。現地の確認は以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(田中克博委員) 今後の〇〇さんの作付けの計画を教えてくださいなのですが。

(事務局) はい。植木をメインに作付けすると聞いておりまして、作物はヤマブキ、レンギョウという植木でして、高さが大体50センチぐらいの植木の苗木を作付けすると聞いています。

(田中克博委員) 分かりました。

(嶋崎委員) ちゃんとできるのでしょうか？今の現在の土地も管理できないような状況みたいなことを、この間言ってましたよね？

(事務局長) ご本人様を信じるしかないのですが、ここを増やす代わりに全部やっってもらわないと、一応全部耕作要件もありますので、その辺りはちゃんと説明させていただきます。

(嶋崎委員) まあ、買うのは自由だけど、その辺の管理をきちんとしてもらわないと、周りが迷惑しちゃうからね。それだけです。

(堀江職務代理) この方は何年前にもありましたよね？

(唐澤委員) この先を買っていますよね？

(堀江職務代理) そうだね。

(事務局長) この北側の辺りですね。

(議長) そこはきれいになっているのですか？

(唐澤委員) いや、分からない。

(事務局) 一応、今回この案件が上がったことに関しまして、全ての農地を見て回って来たのですが、一応、ほぼ全てきれいになって使えるような状況になっている所と、あと植木が植えてある所というようなので、今、お話に上がった今回のすぐ近くの北側の部分に関しましても、かなり背が低い植木が植わっているような状況でした。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受69について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、厳しく言っていただいて。

(事務局長) はい。渡す時にきちんと伝えます。

(議長) 指導もしていただきたいと思います。

(事務局長) 分かりました。

(議長) それでは、異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和4年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それではご報告いたします。8月22日に大福委員、事務局2名、合計4名で現地調査に行ってまいりました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇番〇、こちらは全体的には栗畑で、栗の木が8本と、あとはブルーベリーが5本ぐらいですかね。下草もきれいにしてあって、収穫、手入れはされているようでした。△△△△番△△、こちらは南側の方に柿の木と梅の木が少しあります。こちらは少し草が生えていましたが、北側の方は柚子、スダチとネギ、ブルーベリーが20本ほど。防草シートが下にかかっています、草は生えてない状態でした。更に北側の方にはナス、キュウリ、ネギ、これは自家用で食べているということでした。地面があまり良くないとのことで、5年程経つブルーベリーも成長している物と、丈が出ないで50センチもいかないような物もあって、地があまり良くないというような話はされていましたが、一応管理はしっかりされていると思いますので、よろしくご検討ください。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり自ら農地として使用していることを確認する。令和4年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。23日に単独で見えてまいりました。地図は13ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇番ですが、こちらはサトイモとエダマメ、作付けされていない部分はきれいに耕耘されておりました。そして更に南に行きまして、橋の手前を西に行った所にあるのが△△△番。こちらは田んぼになっていまして、きれいになっていました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1について、自ら農地として使用している事を確認する事に、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。引き続き5ページ目になります。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上になります。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。では説明いたします。8月22日に橋本委員と事務局2名とともに、現地調査に伺いました。まず〇〇番〇ですが、地図は14ページになります。

(現地案内図 説明)

こちらには主に梅の木が植えられていました。あと、一部にはブルーベリーが植えられていました。梅の木なんですけれども、背丈がある程度きれいに手入れされているような感じになっていましたし、圃場の下の方は下草がきれいに刈られている状況でした。特に問題はないかと思いましたが、次に△△△番ですが、圃場全体はお茶の木が作付けられていまして、東側の方に少しだけ落花生が作付けされておりました。全体としてはお茶畑ということで良いかと思いましたが、お茶の様子からも今年も新茶を刈られて、そこから少し芽が出てきている感じに見受けられました。実際、こちらのお茶を私も今年新茶ということで少しいただいて飲んでいまして、良く管理されて収穫されている場所でございます。以上となります。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2について、自ら農地として使用している事を確認する事に、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第

18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和4年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。地図は15ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

今はちょっと草が生えているようでしたが、耕耘すればすぐに使えるような状態になっていました。特に問題はないかと思えます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和4年あきる野市農業委員会8月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、9月26日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時33分